

平成30年度 町政への提言及び回答

1. ふるさと納税の返礼品及び町政への提言メール入力フォームについて

提 言 の 内 容	<p>1. ふるさと納税の返礼品でいただいた『ゆめほっぺ』は、糖度が高く甘い(糖度13.5度以上、酸度1.35%以下)とのうたい文句であるが、甘くない、おいしいとは言えないものが半数くらい混ざっています。知人宅2軒におすそ分けして食べていただきましたが、同様の感想でした。看板に偽りありの感です。もっと選別作業を高度化するなど、良心的でないといふさと周防大島の信頼を失うことになると思います。差上げた知人にも申し訳なくて大島出身者として悲しい思いがします。</p> <p>2. このメールの発信者入力欄の住所は、入力した郵便番号をクリックすれば町名まで表示され入力不要になるシステムにさせていただくと助かります。</p>
回 答	<p>ふるさと応援寄附金返礼品及び町政への提言の入力欄についてのご提言を頂き、誠にありがとうございます。</p> <p>この度は、返礼品の「ゆめほっぺ」につきまして、甘くない、おいしいとは言えないものが半数くらい混ざっていたとのことで、ご不快な思いをさせてしまいまして大変申し訳ございません。</p> <p>返礼品の提供事業者でございます、山口大島農協へもこのことを伝え、選果について、更に厳選して行い、返礼品としての品質確保を徹底するよう、指導をいたしました。</p> <p>周防大島町としても、今回のようなことは町への信頼を損なう大変残念なことでございますし、〇〇様のお気持ちも、私も町民の一人として同様に感じております。今後、このようなことがないよう、更に返礼品提供事業者と連携しながら、業務を進めたいと思います。</p> <p>また、町政への提言の入力欄につきましては、現在使用しているホームページ作成システムに住所入力の支援機能がついておりません。お客様の目線で見ると大変便利な機能でもあり、これからの提案として、システム構築業者へも投げかけていきたいと考えております。</p> <p>今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p><回答:政策企画課></p>
提 言 者 か ら の 返 信	<p>ご回答ありがとうございました。また、「ゆめほっぺ」を再度お送りいただき大変恐縮しています。そんなつもりは全くありませんでしたのに誠に申し訳ありません。なお、果物の品質は全数が優良とはいきませんが、今回いただいたゆめほっぺは前回のものに比べてかなり良好だと感じます。大島の更なる発展を祈念しています。</p>

2. 街灯及び側溝について

提言の内容	<p>5月3日～5月6日まで大島町の実家へ大阪から帰省しました。夕方主人と旧久賀町のコンビニへ買い物に行き帰りにコンビニと車道の角の街灯が切れて真っ暗でした。主人と暗いね、怖いね、何も見えないねと話していたら右足が空を踏み深さが1メートルもあろうかと思われる溝に転落してしまいました。右後頭部には頭の形が明らかに変わるほどの大きなたんこぶが出来、右手の親指は肉をそがれ左の足首は捻挫をし一緒にいた主人もひどく驚愕しました。主人におぶってもらいようやく実家に帰り母が安本医院に電話をして見てもらう事ができましたが右手は泥が入り込んで真っ黒になっていて指先に麻酔を打ちブラシで洗浄してもらい左足はひどい捻挫でギブスを装着されました。全治4週間と言われました。まだギブスは取れていません。楽しみにしていた帰省が台無しになってしまいました。危ないです。私だからこれくらいで済みましたが高齢の方が落ちていたら骨折か打ち所が悪ければ死んでしまうかもしれません。主人が後から見に行くとほんの10メートルくらい蓋のされていない箇所がありそこへ転落したのだと言いました。町内に住む方の安全の為にも溝に蓋をし街灯を切らさないようにして下さい。</p>
回答	<p>ご提言、ありがとうございます。町行政に対しましては、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 平成30年5月14日(月)にメールでご提言のありました件について、回答いたします。 はじめに、ひどいお怪我をされたとのこと、まずもお見舞いを申し上げます。 さて、メールをいただいた後、現地の状況を確認しました。 推測ですが、お怪我をされた場所は、旧久賀町内のコンビニから東和方面へ国道437号線沿いに数メートルの間と思われます。(コンビニと国道の角に防犯灯があり、国道と民地との間の水路の深さも1m程度ありました。) ご提言のあった①溝の蓋かけと②街灯を切らさないの2点につきまして、次のとおりの対応としたいと考えております。 ①溝の蓋かけ 溝は国道437号線の道路敷きと思われ、管理者は山口県となっています。民地側には塀が築かれていることから、溝蓋を設置するための加工することが困難であると考えられ、転落防止のための柵の設置等が考えられます。いずれにしても山口県の担当部署へ早急に実効性のある対策を講じるよう要望したいと考えております。 ②街灯について 電柱に取り付けてある照明は、自治会が設置した防犯灯であると思われます。 町が設置している街路灯は県道や国道と町道との交差点など設置場所が限定的となっております、街の中の照明は自治会が設置しているものが大部分でその管理も各自治会に委ねられているのが現状です。 以上のことから、電球が切れている状況を確認した場合は、管理する自治会の役員の方に連絡して修繕をお願いすることになると考えております。 以上、ご提言のありました件に関する回答とさせていただきます。 その後のお怪我のご容態について心配しております。順調なご回復を祈念するばかりです。 〈回答:建設課〉</p>
提言者からの返信	<p>早速の丁寧なご回答ありがとうございます。私の今回の怪我が無駄にならなかったと思います。皆さんが安全、安心して暮らせますように。</p>

3. 老朽化した空き家について

提言の内容	近所の空き家の老朽化がひどく5年前から要望しているのですが、役場の返事は所有者権限に関わるとか所有者と連絡つかない等、一向に埒が明かない状態。先日、近隣住民から空き家の瓦が落ちかけて危険だとの指摘があり事故が起きる前に早急に対応していただきたく連絡させていただきました。
回答	ご提言いただき誠に有難うございます。 今回、ご提言のありました家屋につきましては、現在、自治会長よりご相談を受け対策等を検討している物件であり、何らかの応急対策が必要であると考えています。 また、町では空家の適正管理を行うため、家屋の状況に応じ、自治会長から情報提供書をいただき、改善に向けた取組みを行っています。 今度とも町行政につきまして、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いします。 〈回答:橋総合支所〉

4. イノシシの駆除について

提言の内容	今月16日小松の上の林道を車で走っていましたが子牛くらい大きな母猪と子供三匹に遭遇しました。もし一人で歩いていて遭遇したらあの大きさでは人間は殺されるかもしれません。早く見つけて駆除したほうが良いと思います。
回答	ご提言ありがとうございます。 本町におけるイノシシは、平成14年秋に東和地区で初めて確認され、平成15年1月から有害鳥獣に指定し年間を通して駆除しておりますが、捕獲頭数は年々増加し平成28年度は2,243頭、昨年29年度も1,839頭捕獲しております。 ご提言のように人的被害を未然に防止するため、今後も大島郡猟友会の協力を仰ぎ「捕獲」を実施します。 〈回答:農林課〉

5. 町ホームページへの「離婚における面会交流」内容の掲載について

<p>提 言 の 内 容</p>	<p>市のホームページ、市民課と家庭課に「離婚における面会交流について」下記内容を掲載するよう、意見する。 面会交流とは、お父さんやお母さんと離れて暮らしている子どもと、そのお父さんやお母さんが定期的に、継続的に交流することをいいます。 両親の離婚を乗り越え、子どもが健やかに成長していけるよう、離婚をするときに、子どもの利益を最も優先して面会交流の方法や時期、回数などをあらかじめ取り決めましょう。面会交流の取り決めは、書面に残しておくようにしましょう。また、父母で話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。子どもの養育に関する合意書について 法務省では、養育費と面会交流の取り決め方や、その実現方法について分かりやすく説明したパンフレットを作成しています。 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」(法務省) [4275KB pdfファイル] 意見の事由 1 面会交流は、親と子と両方に権利があり 親だけの権利ではない。平成23年の民法766条の改正により、親が子の権利を交渉の材料とする人権搾取、人身取引の観点から 面接交渉から面会交流に移行した。児童は両親から愛される権利があり、自由意志による幸福追求権や 児童の権利条約による意見表明権など基本的人権がある。 2 児童福祉法(平成28年改正) 児童は社会に守られる権利を有するとした。ママ[パパ]に会いたい子どもが、強制的に引き離されることは、児童の発達心理におけるダメージが大きく、知的成長の遅れなど近年多くの弊害が報告されている。つまり社会が児童の人権を守るべく記載したという構成でなければ市民が錯誤する。「面会交流は親だけが、子に会う権利である。」と解する事が出来る文章校正より、「面会交流が子と親とが会う権利」と解せる文章校正が望ましい。 3 シングルペアレントの貧困や犯罪が多発している。片親となったことにより、同居親のストレスのはけ口が子供に向い、虐待され最悪の場合死亡という事件もある。貧困から抜け出せず、心中する事件也多発しており、別居親との交流は子からのSOSを知る端緒になる。 4 人身保護請求の返還時、親が抱きかかえて拒否すれば子どもに精神的ダメージがあると最高裁の見方は報じられている。子どもは親の私物ではない。その為に</p>
<p>回 答</p>	<p>この度は、町政への提言ありがとうございました。 さて、ご提言いただきました内容の「離婚における面会交流について」、貴重なご意見ありがとうございました。 当町といたしましては、法務省作成の「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を窓口に設置するとともに、届出書類の交付時にご案内をさせていただくようにまいりたいと存じます。また、ホームページへの掲載については、今後、上級庁と協議したうえ、検討をしてみたいと存じます。 以上、ご提言への回答とさせていただきます。貴重なご意見、誠にありがとうございました。あわせて回答が大変遅くなり申し訳ございませんでした。 今後ともよろしくお願いいたします。 <回答:総務課></p>
<p>提 言 者 か ら の 返 信</p>	<p>早速の対応ありがとうございます。子と引き離され当事者の一人として今後も、行動してまいりますのでよろしくお願いいたします。</p>

6. 健康寿命について

提 言 の 内 容	<p>広報誌すおう大島6月号? ページに”「健康寿命」が発表されました”の記事が掲載されていますが、このような数字については出典を明記していただきたい。ここに記載されている数字があまりにも高すぎる(男79.19、女83.80)ので出典資料から確認してみたいのですが、山口県発表資料は自分のインターネット検索では色々試みましたが検出できませんでした。厚生労働省が2018年3月に発表した都道府県別の健康寿命(平成26年度)で見ると山口県は男72.18、女75.18となっています。山口県の調査(平成27年度)との差が大きいのはなぜでしょうか? 調査年度に1年差があるだけではないと思われます。山口県調査の数字は平均寿命に近い数字になっています。不思議でなりません。ご教示のほどよろしくお願いします。</p>
回 答	<p>この度はご提言ありがとうございました。 お問い合わせのありました健康寿命数値の出典等については、健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(WHO提唱)とされています。健康寿命算出の指標には種類があり、国は健康寿命を「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均」とし、山口県では「日常生活動作が自立している期間の平均」として算出しています。 このたび広報掲載の健康寿命は、山口県が平成27年度県内市町の健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)として算出したものに基づいており、経年的に県内市町の比較ができるようになっていきます。また今後県のホームページにも掲載予定のようです。 今後データ等の掲載時には、出典を記載するようにしてまいりたいと思います。 本町におきましても、健康寿命の延伸を目指し、乳幼児期から高齢期までの、それぞれの世代における心と身体の機能の維持・向上に取り組んでいきたいと思えます。 〈回答:健康増進課〉</p>
提 言 者 か ら の 返 信	<p>ご回答ありがとうございました。3種類の指標があって山口県の場合、算出しやすい3番目の方法(要介護1以下=自立)で行っているということは理解しました。ただ同じ「健康寿命」という名称で3種類あり、その数値に大きな差があること自体住民を惑わせることになると思います。ましてや数値だけ掲載して健康寿命の定義説明がないのは不親切です。 「健康寿命」に3種類の区別があることを明示する意味で、少なくとも、健康寿命1、健康寿命2、健康寿命3など、名称に区別を設けるべきだと思います。(もっともこれは、国・厚生労働省が定めているのであればそちらに提言していただきたいと思えます)ちなみに広島市は国と同じ基準の健康寿命を公表しているようです。</p>

7. 老朽化した空き家について

提 言 の 内 容	<p>自宅の目と鼻の先を空き家に取り巻かれ生活していますが、信じられないことですが30年以上も空き家として放置され空き家との間が1.5mしかなく老朽化に伴い屋根瓦の落下の恐れ(頭上注意のコーンを設置していますが1m以下の通路では通行禁止にすべき)動物の巣等、環境の悪化に悩んでいます。何度も区長や町に相談しましたが財産権を理由に挙げて手を付けられない、所有者が特定できない等、の問題解決とは程遠い返事しか返ってきません。空き家対策措置法に沿った措置を強力に推進していただくようお願いします。</p>
回 答	<p>ご提言いただき誠に有難うございます。 ご提言のありました家屋については、自治会長から当該家屋の所有者の関係者へ連絡を行い、その後、危険となっている破損箇所を取り除いたとの報告を受けましたので、自治会の要望で設置しておりました注意喚起のコーンを撤去しております。 現時点では危険と判断される箇所はありませんが、自治会と協力し、定期的に状況確認を行い、地域と協力し合い、空家等の適正管理に関する条例に基づく対応・対策を取っていきたくと考えております。 今後も町行政につきまして、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いします。 〈回答:橋総合支所〉</p>

8. サイクリングロードマップについて

提 言 の 内 容	周防大島サイクリングロードマップの改良について 本日、広島での周防大島町人会にて配布していただいた標記マップは、なじみのある折角の金魚の形がゆがめられており、およそ周防大島(屋代島)とは思えない。大人、子供を問わず周防大島の姿に対する誤った認識を与えかねない。このように実態とかけ離れたゆがんだ地図を行政が勝手に作成？(転載・複製は違反となりますと記載されているが作成元の記載なし)し、配布することは許されるのでしょうか。大島を愛する者としては許せない気持ちです。善処願いたいと思います。
回 答	盛夏の候ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素から、本町行政に格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。 この度は標記の件につきまして、大変不愉快な思いをおかけいたしましたこと誠に申し訳ございません。 この「周防大島サイクリングロードマップ」は、大島大橋を渡ってサイクリングをするのに、「道が分かりやすい」という点に重きを置いたデザインマップとして作成をしたと聞いております。 デザインの好みは様々であるとは存じますが、〇〇様のおっしゃるとおり、普段目にする国土地理院発行の地図の大島とは形が異なっております。 〇〇様のご意見も参考にしながら、今後の観光資料の作成に配慮していきたいと存じます。 〈回答:商工観光課〉
提 言 者 か ら の 返 信	ご回答ありがとうございました。 ただ私の思いが、届いていないのが残念です。 回答にある「デザインの好みは様々であるとは存じますが」との認識は私と全く違います。「デザインの好み」の問題ではないと思いますので、再度送信します。 これはサイクリング用とはいえ、あくまでも周防大島を表しているマップである。周防大島は以前から美しい金魚がうたい文句であるのにこのマップはまるでいびつなオタマジャクシである。方位もでたらめであり屋代島出身の小生としては耐え難い姿である。サイクリングに参加される人にも誤ったイメージを植え付けることになり、観光客誘致を進める商工観光課の所見とはとても思えません。このロードマップは使用すべきでないと思います。小生の本意見は椎木町長にも直接伝えていただきますようお願いいたします。

9. なぎさ水族館の災害対策について

提 言 の 内 容	御町伊保田に所在する「なぎさ水族館」は今や周防大島に無くてはならない魅力的な観光名所となっておりますが、ただその中で一点だけ気になる事柄がございます。見るからに災害の予感を覚える建物裏の山です。昨今多数の死者を出した大雨による土砂災害のニュースに胸を痛めておりますが、あの裏山の防災に関して何か具体的な対策等はございますか？ 下記の貴ホームページ(土砂災害ハザードマップ)を拝見する限りでは、前述の場所は警戒区域にすら指定されておられません。 http://www.town.suo-oshima.lg.jp/data/open/cnt/3/869/1/doshaHM_towa14.pdf 繰り返しになりますが、手遅れになる前に具体的な対策・改善策のご提示を切望いたします。
回 答	このたびは、防災対策に関するご意見をいただきありがとうございます。 本町では防災対策として多岐にわたる災害に対応したハザードマップを作成し配布しております。土砂災害については山口県が「土砂災害警戒区域」(通称イエローゾーン)や、更に危険な土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)を設定・公表しております。 「なぎさ水族館」につきましてはご指摘のとおり、警戒区域に指定されておませんが、今後においても、警戒区域外だから安全ということではないことを念頭に、注意を払ってまいりたいと考えております。 〈回答:総務課〉

10. 災害時の問い合わせに対する対応及び町ホームページ掲載について

<p>提言の内容</p>	<p>① 7月11日大島町のホームページで町内の通行止めの情報で五条～大積間の詳細について尋ねようと本所、東和支所に電話しましたが、県道のことなので答えられないとの回答でした、大島町のホームページに掲載されている事柄なのに回答できないというのはいかがなものでしょうか？先日今回の災害が始まった時点で確認させていただいた時には本庁では詳細が分からないので東和支所にと電話をまわしていただき東和支所のかたも詳しく教えてくださいました。この対応の差はどうゆうことなのでしょう？疑問です。</p> <p>② 7月13日19時40分提言の内容について担当部署へ照会中おって回答するというご回答をいただきました、しかし、13日朝、道路状況の確認のため貴町のホームページを開くと通行止めの情報が全て削除されており啞然といたしました。削除の発端は私の意見によるものと推察いたします、ことが通行止めという重要な情報だけに、貴町のホームページで情報を確認されていた皆様にご迷惑をおかけすることとなり心をいためております。削除というのではなく、例えば、県道については県、町道については町の問い合わせ先を表示することで掲載を継続するといった検討はされなかったのでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>このたびは、道路状況の問い合わせに対する町職員の対応についてのご意見をいただき、ありがとうございます。また、回答が遅れ申し訳ありません。今回の大雨によって発生した通行の支障については、主要道路の通行制限を迅速かつ正確に皆様にお伝えするため、防災行政無線をはじめ、ホームページやメール、SNSなど可能な手段で伝達を行いました。</p> <p>お伝えする情報は「主要道路」として国道と県道を主に掲載させていただきましたが、道路管理者である山口県と本町との情報把握について、町の各部署間、職員間において情報共有の統一ができておらず、お問い合わせの対応に一貫性を欠いたものと考えております。</p> <p>お問い合わせの時間や部署によって、ご案内に不手際がありましたことにつきまして、お客さまにご迷惑とご不快な思いをおかけし、心よりお詫び申し上げます。今後は、情報の共有化と統一性のある対応を行ってまいります。</p> <p>また、道路状況につきましては、最新の情報をお知らせできるよう、ホームページの更新にあたり、町の掲載情報と差が生じないよう先に既掲載情報の削除を行い、山口県による道路情報にリンクする方法に変更いたしました。</p> <p>更新までの間、ご利用の皆様にはご不便ご迷惑をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。</p> <p><回答:総務課></p>

11. 行方不明者の捜索について

<p>提言の内容</p>	<p>〇〇ちゃんの見つけについて、捜索のしかたに疑問があります。〇〇ちゃんが戻ったという道を、遠くまで探すべきだと思います。一人で引き返したというのが本当ならば、大人の目の届かないところまで一人で歩ける子供は、大人の想像以上に遠くまで歩きます。予想外に遠くへ行ったり、見慣れぬところへ踏み込んだりします。大人の常識をはずして、捜索域を広げるべきだと思います。</p> <p>警察署のHPにアクセスできなかったもので、こちらに書かせていただきました。</p>
<p>回答</p>	<p>この度は、町政への提言、誠にありがとうございます。</p> <p>8月12日に行方がわからなくなった、帰省中の男児の捜索については、発生当初から、多くの皆様に捜索へのご協力をいただいております、警察を中心に消防署、海上保安署、消防団、地元の方々が捜索にあたりましたが、8月15日、午前7時前に無事に保護されました。</p> <p>多くの皆様方にご心配をいただき本当にありがとうございました。</p> <p><回答:総務課></p>

12. 行方不明者の捜索について

提言の内容	周防大島町 二歳児行方不明についての意見 ニュース報道にある二歳児行方不明について、捜索は、近所の住民聞き込みや証言はされているのでしょうか？ 報道では、ため池や側溝 草むら周辺ばかり探しているように見えます。
回答	この度は、町政への提言、誠にありがとうございます。 8月12日に行方がわからなくなった、帰省中の男児の捜索については、発生当初から、多くの皆様に捜索へのご協力をいただいております、警察を中心に消防署、海上保安署、消防団、地元の方々が捜索にあたっておりますが、8月15日、午前7時前に無事に保護されました。 多くの皆様方にご心配をいただき本当にありがとうございました。 ご提言いただきました内容につきましては、現地捜索で実施しておりますので、今後においても取り組んでまいります。 〈回答:総務課〉

13. 町民栄誉賞について

提言の内容	今回の救出劇、本当に良かったです。 自分自身、二人のバカ息子を持つ身として、〇〇くんの生存を願う以外、ありませんでした。本当に助かってよかった。小さな命が多くの人の願いと行動で助かったことは、本当に良かったと思います。正直、自分にはあきらめていました。でも、見つかった。本当に感動しました。 多くは語りません。事の真意は以下の通りです。 〇〇さんに対し「町民栄誉賞」を贈呈することを要請します。※理由は割愛します。 そしてもう一人の「町民栄誉賞」です。「〇〇くん」にもお願いします。彼が、今回一番頑張りました。本当に生きていて良かった。涙が出た。本当に3日間よく頑張った！ 次回開催の町議会での、二人に対しての「町民栄誉賞」の提案をご検討願います。おそらく、多くの国民が望んでいるはずです。命の言う「希望」が救われたこと、本当に良かった。
回答	この度は、町政への提言、誠にありがとうございます。 8月12日に行方がわからなくなった、帰省中の男児の捜索については、発生当初から、多くの皆様に捜索へのご協力をいただいております、警察を中心に消防署、海上保安署、消防団、地元やボランティアの方々が捜索にあたっておりますが、8月15日、午前7時前に無事に保護されました。これもひとえに皆様のご協力あってのことと、心より感謝申し上げます。 ご提言いただきましたご意見につきましては、今後の参考として受け止めさせていただきたいと存じます。 多くの皆様方にご心配をいただき本当にありがとうございました。 〈回答:総務課〉

14. 町のPRについて

<p>提言の内容</p>	<p>今周防大島町は日本で一番有名な町です。 2歳児と言うと ああ、あの町と誰でも答えてくれます。しかも良いイメージを誰でも持っています。今がチャンスです。今攻めないとチャンスを逃すよ。〇〇のおじいちゃんを名誉市民(町民)にすぐ交渉してはどうですか？ok ならホームページに写真をのせて故郷納税のページに誘導すれば商品次第で1億円もゆめではないかも？。正月の帰省のお土産物も山口県周防大島町と町名が入ったお菓子、焼酎他夢が広がりますがスピードが命です。世間はすぐ忘れ去ります。マスコミを引き連れて〇〇さんに交渉してください。2歳児釜一人で3日間生きれる町です。ドンドンアイデアを出してこの良いイメージを大切にして攻めて下さい。〇〇さんは金品を要求するような方ではないような感じてすのでその辺のところはお分かりだと思いますが、、、 家房もアイデア次第でおお化けもあると思います。至急アイデアを募り即行動を。大分県は功労賞を決めたそうです。以上取り急ぎ連絡まで。</p>
<p>回答</p>	<p>この度は、町政への提言、誠にありがとうございます。 8月12日に行方がわからなくなった、帰省中の男児の捜索については、発生当初から、多くの皆様に捜索へのご協力をいただいております、警察を中心に地元やボランティアの方々が捜索にあたっておりますが、8月15日、無事に保護されました。これもひとえに皆様のご協力あつてのことと、心より感謝申し上げます。 ご提言いただきましたご意見につきましては、今後の参考として受け止めさせていただきたいと存じます。 多くの皆様方にご心配をいただき本当にありがとうございました。 <回答:総務課></p>

15. 町議会議員の報酬について

<p>提言の内容</p>	<p>町会議員の報酬が安すぎる。せめて地方公務員並みの報酬を支払うべきだ。 志望者が減るはずだ。他の収入がなければ生計を立てることが出来ない。 冗費削減や他の予算措置出来るはず。返答せよ</p>
<p>回答</p>	<p>この度は、町政への提言、誠にありがとうございました。 ご提言について、次のとおり回答いたします。 議員の報酬につきましては、地方自治法に基づき、「周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」によりその額及び支給方法について定められており、この条例を改正するときは、周防大島町特別職報酬等審議会において審議された意見を聴くことと定められており、この審議会の審議を経たものが、議会の議決を経て決定されます。 いただきましたご提言は、周防大島町議会事務局へも伝えております。 貴重なご提言ありがとうございました。 <回答:総務課></p>
<p>提言者からの返信</p>	<p>素早いご返事ありがとうございました。 地方自治法により大島郡特別職報酬金等審議会等の決まりがあるとのことですが、市会議員や県会議員とは違うかも知れませんが職務に専念出来る。年金収入や兼業しないと生活出来ないのではただの名誉職に過ぎない 人は規則や決まり事の前に無力です。 聞くとところによると町職員にも大島町外の職員もいるようです。 片添のササンセトビーチホテルに約4週間投宿したことがありますが出身を聞けば愛媛県や大分県の人がいて森野に寮があるようです。(少しの住民税と人口の定着化が図れ、お金を使うところがあまりないので預貯金がよく貯まり景色も良いそうです、もし女の子が島の男性と結婚すれば少し人口が増えるかも?)(^o^) 町の財政も地方交付税、国庫出資金、県出資金が約80%を占めるようですが、国や自治体は破産しないし町有財産もあるようだし起債すれば資金は捻出できる。 議員も被選挙人として島外からやって来て新風が吹く可能性もあると思われます。 (返事は入りませんが議会事務局に一応伝えてください)</p>

16. 避難所について

提言の内容	<p>避難所開設の放送で毎回思うのですが『食料、飲料や毛布などは各自で』と言っていますが若い人や車で避難する人は大丈夫でしょうかお年寄りや知人の車に便乗させて頂く人などには無理なのでは？風雨が引き荒れてる中での避難では… 自分が以前住んでいた大阪では毛布などは避難所に常備していました。少ない財政を小もない所に注ぎ込んだり余剰人員を雇っているより毛布や避難の際の飲料などの備蓄を考えたら如何ですか？</p>
回答	<p>この度は、町政への提言、誠にありがとうございます。 本町では、災害が起こる可能性があると予想した時に、自主的に避難を希望される方が一時的に退避できる場所として、「自主避難所」を開設しています。「自主避難所」の開設は、避難が必要な差し迫った事態になっていない状況にあって、避難に要する時間的に猶予があり、避難所への滞在時間が比較的短時間であることを想定しているため、「自主避難所」利用にあたっては、原則として必要とするものはご自身でご用意いただくようお願いしています。 災害の可能性が高まったり、実際に被災されるなどによって、避難所での生活を余儀なくされる場合には、被災者の方に対する生活支援を行ってまいります。 ご提言いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきますと存じます。 〈回答：総務課〉</p>

17. 大島のイメージアップについて

提言の内容	<p>大島町発展のための提案 大島牛ブランド牛を作る。みかんと共にオリーブを作って島のイメージをアップする。レストランを作り大島牛を提供魚貝類も提供すると山口県東部が活性化します。</p>
回答	<p>町政への提言、誠にありがとうございます。また、この度は、回答が大変遅くなり申し訳ありません。 さて、現在、町内では、平成30年2月時点で、4軒の肉牛（黒毛和牛）飼育農家があり、計87頭（成牛52頭、育成牛2頭、子牛33頭）が飼育されております。 しかしながら、87頭のうち、その約7割に当たる59頭を1軒の飼育農家が繁殖等を行っておりますが、肥育について、ほとんどの牛を町外の施設に委託をしている状況であり、残りの28頭を3軒の飼育農家で繁殖、肥育、出荷を行っています。 このように、ブランドに関係してくる「肥育農家」、また、その牛の頭数も少なく、さらに血統も一般的で、個人による経営であり、その経営規模も小さいため、これらの牛を「周防大島牛（仮称）」として売り込むことは難しい状況であると言えます。 また、オリーブにつきましても、5年程前から、小豆島土庄町にその苗木を無償で譲り受け、町内に配布しておりますが、栽培が難しく、周防大島町の気候風土には馴染まないため、みかんのように産地として売り込むまでには、至っておりません。 オリーブやブランド牛「周防大島牛（仮称）」でのイメージアップは、現在のところ困難かと思われませんが、ご提言いただきました内容につきましては、今後の参考とさせていただきますと存じます。 〈回答：農林課〉</p>

18. 水道の送水管について

提 言 の 内 容	<p>2度にわたる断水対策として海底にも水道管等を埋設したら良いと思う。 外周等にも合成樹脂等で腐食を防止するなど何らかの技術はあるはずで 費用はかかるとは思いますが毎年予算措置を講じ数年後に完成させるなど考えて下さい。</p>
回 答	<p>このたびは、柳井地域広域水道企業団送水管について貴重なご提言を賜り厚くお礼申し上げます。 また、送水管の破断により大規模断水となり、大変ご迷惑をお掛けしております。 さて、ご提言いただきました海底送水管による本土からの送水については、接続する箇所の配管の関係上、大島大橋付近に特定されます。この付近は30m以上の深所になっており、また、大島の瀬戸付近は国内有数の潮流の速さであり、送水管を敷設することは困難なものと思われます。 しかしながらライフラインである水の供給が断絶してよいわけではありませんので、今後多方面から水資源の供給アプローチを考えてまいります。 今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 〈回答:水道課〉</p>

19. 水道の送水管について

提 言 の 内 容	<p>周防大島町へのこの度の水道送水管の破断には大変な事態になり残念に思っています。と同時にお見舞い申し上げます。 一瞬、北海道の大停電をおもい起こしました。ニュースでしか知る由もありませんが、水のみならず、他のライフラインにも影響があると聞きます。 そこで提案があります。復旧を最優先にしておられると思いますが、復旧を成し遂げた後、落ち着かれてからご検討をお願いします。 現存の地上のパイプラインと海底のパイプラインとの二重のインフラ整備を提案します。それには大きな議論が必要になると思いますが、時間が掛かっても、お金が掛かっても成し遂げて欲しいと思います。 そして、再び困難な事態にならない為にも是非ともお願いします。</p>
回 答	<p>このたびは、柳井地域広域水道企業団送水管について貴重なご提言を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、ご提言いただきました海底送水管による本土からの送水については、接続する箇所の配管の関係上、大島大橋付近に特定されます。この付近は30m以上の深所になっており、また、大島の瀬戸付近は国内有数の潮流の速さであり、送水管を敷設することは困難なものと思われます。 しかしながら〇〇様のご指摘のとおり、ライフラインである水の供給が断絶してよいわけではありませんので、今後多方面から水資源の供給アプローチを考えてまいります。 今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 〈回答:水道課〉</p>

20. 防災無線について

提言の内容	夜間に何度も何度も同じ内容の放送は控えて貰いたい。一時間に何度放送すれば気が済むのですか？ そんなに時間が余ってるのなら1日いや一時間でも早く各家庭に水が届くように努力して欲しいものだ？
回答	この度は、大島大橋に貨物船が衝突したことに起因する断水及び交通規制などの防災行政無線の放送について、貴重なご提言を賜り厚くお礼申し上げます。事故発生当初は緊急にお伝えしなければならないことが多く、聞き逃しを防ぐため、同じ内容を繰り返し放送したこともございました。現在は、給水場所や通行規制の時間帯が固定されてきており、放送の頻度を減らしてきております。 なお、緊急性の高い内容については、町内114か所に設置しております屋外拡声子局(スピーカー)から、屋外におられる方へ向けて放送しております。この放送は、一度に全ての子局から放送することによる声の重なりによって聞き取りづらくなることを防ぐため、隣接する子局には時間差を付けて放送しております。そのため、場所によっては別々の屋外拡声子局から時間差で同じ内容の放送が聞こえてしまうこともあります。何卒ご了承くださいませようお願いいたします。いただいたご意見を受け止め、よりよい放送に努めてまいりますので、今後ともご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 <回答:政策企画課>

21. 給水システム

提言の内容	断水時に仮設的に給水するシステムを持っていますので無償でお貸しすることができます。このメールでは写真を添付できないので説明が難しいですが、断水が長引くようでしたらよろしければご連絡ください。システム内容は>500リットルのタンクに100Vポンプがついています。宅内に入っている水道メーターを止めて屋外にある蛇口を外しそこにつなげば、多少圧力は弱いですが、風呂、洗濯、トイレ、食器洗い等、普段通り使えます。もう一つ500リットルのタンクがあり、ポンプ付きのほうのタンクが残り100リットルくらいになったら、ポンプの付いていないタンクを軽トラに積み、水道か井戸水が出ているところへ水をもらいに行き、帰りポンプ付きのタンクへ移動します。こちらも数年前の豪雨のとき水源地が埋まり、半月くらい断水して困ったのでそのシステムを取り入れましたがその後断水は無く遊ばせています。水道メーターの前のバルブを止めているので本管のほうに逆流することはなく、メーターからあとの宅内は消費者の所有ですので水道法に違反はしていないはずですが、水道が通ればすぐ元通りにできます。どこか風呂洗濯のできる公民館みたいなところがあれば、そこで使用すれば、地区の人が交代で使えますがどうしても水道課がNGと言われれば宅内給水につながず、単独でも使用可能です。
回答	この度は、町政への提言、誠にありがとうございました。 町民の方からも井戸水へ切り替えたい旨の相談が多く寄せられていますが、断水時とはいえ、上水道の給水管に井戸や貯水タンクを直接接続し、上水道以外の水を流すことは、水道水の汚染防止のため水道法により固く禁じられています。 井戸水等へ切り替える場合は、上水道を完全に切り離す廃止の届出をして頂いています。なお、切替工事は町指定の給水装置工事事業者以外が行うことはできません。 何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 <回答:水道課>

22. 送水管の復旧について

<p>提言の内容</p>	<p>大島大橋の水道管の復旧が遅れる理由が「メーカーに問い合わせた結果、在庫がないため復旧に時間がかかる」とのことですが、だからと言って、「在庫がないから仕方ないね…」と、役所の人たちが、すぐに諦めてしまっているのでしょうか。</p> <p>「在庫がないから仕方ない…」「在庫がそろうまで数週間かかる、じゃあ仕方ないね…」 たしかに、それはそうかもしれません。無いのであれば何も出来ないのは仕方ありません。しかし、それは日常の業務での対応だと思います。今は水道が止まるという非常事態です。であれば、非常事態を何とかするための対応をとるべきではないでしょうか。</p> <p>たとえば、福島原発の電源が喪失したときは、すぐに電源を復旧させるためにバッテリーが必要となりましたが、原発内にバッテリーの予備が無かったため、原発の作業員の方は原発用のバッテリーとなるものを用意するために、車用のバッテリーを店に買いにいきました。ただ、店は閉まっていたためバッテリーを買うことはできなかったため、自分たちが乗ってきた自家用車のバッテリーを外して、原発の電源となるバッテリーを用意しました。</p> <p>こういったことが非常時の対応だと思います。もし、あのときに原発の人たちがメーカーに問い合わせで「在庫がそろうまで数週間かかります」と言われた結果、その回答に納得して原発の復旧を諦めていたらどうなっていたのでしょうか。>それは現実にはあり得ないことだと思いますが、万が一そのように納得して復旧を諦めていたら、当然のことながら原発はもっととんでもない自体になっていたはずで、>原発事故という非常事態では、様々な人が知恵を絞り、正規の部品の代わりとなるものを用いて原発の復旧に努めました。</p> <p>今回の大島大橋の件では、そういった努力は出来ないのでしょうか。「正規の部品の在庫がない、じゃあ仕方ないね」それで諦めてしまっているのでしょうか。なにか代替となるものを用意して、知恵を絞って早期に水道を復旧させることが本当は出来るのではないのでしょうか。>ただ、現在、大島大橋の事故の対応をしている方は、この状況に危機感を抱き、苦しんでいる人を助けようと尽力されていると思います。十分に事故対応で努力されていると思いますし、とても大変だと思います。しかし、苦しんでいる人のインフラの責任を負っている以上、どうしても更に何かを期待してしまいます。</p> <p>上記で、原発事故の話を取り上げましたが、当時の日本国民は国や作業員の方に対して「出来ることは全てやっているんだろう、出来る限りのチャレンジをしているんだろう」と期待し、全力で事故対応に臨んでいると信じていました。>今回の件でも、それは同様です。「出来ることは全てやっているんだろう、出来る限りのチャレンジをしているんだろう」と、みんなが役所の方に期待しています。その期待に応える結果になるよう祈っています。</p> <p>最後まで読んでいただき、ありがとうございました。</p>
<p>回答</p>	<p>この度は、町政への提言、誠にありがとうございます。</p> <p>また、大島大橋への船舶衝突事故に伴う全域的な断水で、大変ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。</p> <p>柳井地域広域水道企業団が施工している仮設送水管の敷設工事は順調に進んでいると報告を受けています。</p> <p>復旧にあたっては、損傷の規模も大きく相応の部材の確保が必要となり、材料の製作等にも時間を要したようです。</p> <p>使用する部材は、必要とする水の量から割り出した管径や重さなど大島大橋への添架条件に加え、直接口にする水道水を送水するためのものであるため材質が限られてしまいます。</p> <p>敷設工事を施工している柳井地域広域水道企業団も、一日も早く送水できるよう最善の努力をしていますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。</p> <p><回答:水道課></p>

23. 送水管の復旧について

提 言 の 内 容	給水配管の事故について 100mm3本の仮設配管(本設ではない)をつけて貯水池に給水するのは非常に簡単で早くできます。3日あればできるはず(徹夜工事で) まだ給水ポンプ車で配っていることに大きな憤りを覚えます。(水質検査とか規格とか役所特有の事情で遅くなっているだけではないでしょうか)
回 答	この度は、町政への提言、誠にありがとうございました。 破断した送水管は直径450mmのポリエチレン管で、柳井地域広域水道企業団が用水供給のために敷設したものです。 仮設送水管はφ300mmを布設しますが、管内の体積は1km当たり約70m ³ です。 ご提案のφ100mm×3本の場合、その体積は1km当たり約24m ³ となり、町内ほぼ全域の断水を解消できる程の水量は賅えません。 また、水道水は直接口にするものであり、水道法に基づいて供給している以上、水質検査は必要となります。 仮設送水管の布設工事を施工している柳井地域広域水道企業団も、一日も早く送水できるよう最善の努力をしていますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。 (回答:水道課)

24. アイ・キャン生活情報カメラについて

提 言 の 内 容	大島大橋の通行状況が確認できるように監視カメラを設置して動画を配信できるようにしてもらいたいです。今のアイキャンの生活情報は繋がりにくく、繋がっても車が走行しているのか判断しにくい。ホームページにバナーを設け、随時状況を確認できるようにして欲しい。また、今後は工事も開始されるので、桁の補修状況、水道の復旧工事の状況も動画で見れるようにすれば、復旧が前に進んでいることが確認できて安心感につながると思う。復旧状況をわかりやすく、安心できるように伝える方法を検討して、前例のない災害を乗り越えて欲しいです。全国から注目されています。よろしくお願いします。
回 答	この度は、大島大橋の監視カメラについて貴重なご提言を賜り厚くお礼申し上げます。 通常、アイ・キャン生活情報カメラは、アイ・キャンインターネットユーザー専用のサービスですが、今回のような緊急時には、防災情報を広く活用していただく為、全ての方にご利用できるようになっております。 さて、ご提言いただきました大島大橋の通行状況につきましては、ご存じのようにアイ・キャン生活情報カメラでご確認いただけます。 繋がりにくく繋がっても車の走行状態が判断しにくいとのご指摘につきましては、パソコンからご覧いただきますと静止画の5分間隔の自動更新であるためと推察いたします。その点、スマートフォンからご覧いただくと5秒間隔の自動更新で配信されておりますので、比較的スムーズにご覧いただけると思います。 なお、町ホームページへのバナー表示につきましては、町ホームページトップの中央に「アイ・キャン生活情報カメラで大島大橋の状況が確認できます」と表記しております。 また、桁の復旧状況、水道の復旧状況の動画配信につきましては、常に動きのある復旧現場へのカメラの設置が必要なため、作業の妨げともなりますので難しい状況にあります。 復旧状況につきましては、これまでどおり写真などを交えて、最新の情報を町ホームページやフェイスブックにアップいたしますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。 (回答:政策企画課)

25. 水源について

提言の内容	<p>今断水ですが、前からあった水源は使えないのですか？ポンプも動かないのですか？またこんな事になる前に、テストしてほしいです！なるべく大島の水を使うようにしないと、こんな事になった時に被害が大きいと思います。他の所からの水だけを頼りにしては、いけないと思います！</p>
回答	<p>この度は、町政への提言、誠にありがとうございました。 また、大島大橋への船舶衝突事故に伴う全域的な断水で、大変ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。 本町では、大部分の水道水を柳井地域広域水道企業団から送水された水を各ご家庭に給水しています。 広域水道からの受水前は各地区の水源地を利用し給水していましたが、渇水期や盆正月の帰省客が多くなる時には水不足により度重なる断水や節水に苦しむ状況であったため、島外の豊富な水源に頼らざるを得ませんでした。 旧水源を飲用としていつでも使える状態にしておくには、毎月の水質検査やポンプ等施設点検、電力契約等の維持管理費用、ひいてはそれらが水道料金へ転嫁されるため、広域水道からの受水開始とともに旧水源施設を廃止・撤去し、現在は使用できる状態にありません。 しかしながら、ご提言頂いたように、今後、島外からの水源のみに頼らない方策を検討してまいりたいと思います。 <回答:水道課></p>

26. 移住相談について

提言の内容	<p>私は昨年定年になり、移住地探しに池袋で開催されたアイランダーに行きました。そこで若い職員の方と話しをしましたが、話しが噛み合わず閉口してしまいました。次回は人選に一考を。</p>
回答	<p>この度はアイランダー2018周防大島諸島ブースへご来場いただきありがとうございました。 また、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 私が考えております移住相談は、移住相談にはいろいろなパターンがあり、その方にあったご提案をさせていただくことが最善と考えております。 この度、相談を受けた者が〇〇様の相談を受けるのではなく、自分の想いを一方的にお話してしまったのかもしれませんが、〇〇様が不快に思われてしまったこと、私どもと一緒に話を伺いすればよかったのに、それをしなかったことにお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。 勝手なお願いではありますが、〇〇様へ移住に関してもう一度話をさせていただく機会をいただけないでしょうか。 〇〇様のご連絡をお待ちしております。 <回答:政策企画課></p>
提言者からの返信	<p>周防大島は、アクシデントにより断水中との報道があり、そのお忙しい最中、早速の返信メールありがとうございます。 定年になり、以前から憧れだった島暮らしの想いは今でも変わりません。3～4年位前からアイランダーには終の住家を探しに行っています。夫婦移住者として、島に受け入れてもらえるか、島に住宅はあるか、など不安もあり、頼りになるのは役場の窓口の担当者だと思います。 今後も、東京で周防大島の紹介があれば、参加を希望しますが、ただ次回からは、年配者からお話を聞かせていただきたいと思っています。 一刻も早く復旧し、島民の方々が平穏な暮らしができますよう、お祈りいたします。お騒がせして申し訳ありません。</p>

27. ふるさと納税について

提言の内容	僕は 大島郡出身です。大島のふるさと納税の返礼品は ひど過ぎる。それに 普通、5万円、6万円のふるさと納税をする人いますか？ 普通 3～4万円でしょ？ 寄付とふるさと納税は違うと思います。無理がない金額をするのがふるさと納税ですよ。もうちょっと、かなり、考えないと。
回答	ご提言をいただきまして、ありがとうございます。 周防大島町では、1万円以上のご寄附をいただいた町外在住の方に、お礼の品として特産品をご用意しております。ご寄附頂いた金額は様々ですが、やはり1万円～3万円の方の割合が多い状況ですので、そのご寄附の金額に合わせたお礼の品を更に充実を図るよう、検討して参りたいと存じます。 今後とも、どうぞよろしく願いいたします。 〈回答：政策企画課〉

28. 学校給食について

提言の内容	断水における、小中学校の給食について パンと牛乳が続く中、スープ等を提供できるようになったことは喜ばしいことです。 素人考えではありますが、みかんなら切ったりすることもないので、ビタミン補給の為、給食に提供はできませんでしょうか。 また、レーズンパンなども取り入れてはいかがでしょうか。
回答	この度は、町政への提言、誠にありがとうございます。 10月22日に発生した大島大橋への船舶衝突事故による断水の影響で学校給食センターでの調理ができなくなり、かつ、大島大橋の車輛通行規制により食材等の搬入が困難となったため、学校給食の提供自体が危ぶまれました。しかしながら、関係各位のご協力や柔軟なご対応をいただくことにより、給水再開までの40日間、1日も休止することなく継続することができました。 この間の学校給食については、主食をパンに変更し、牛乳、果物若しくはデザートが3品が続いてしまいましたが、関係団体等のご支援や町の特別予算の措置により温かいスープ等を加えることができました。果物は週1回ずつ「みかん」と「バナナ」を提供し、パンについては「コッペパンとジャム」の状況が続きましたので、製造会社と調整し「黒糖パン」の日を設けたり、魚肉ソーセージをはさみ「ホットドッグ風」にしたりと、少しばかりの工夫をいたしました。また、11月22日には「おにぎりとカップ豚汁」のメニューとし、僅かではございますがメニューに変化を持たせて参りました。 お陰をもちまして12月1日までに全ての学校給食センターへの給水が再開されましたので、調理機器の洗浄等の衛生管理に係る対応をし、本格的な再開に向けた食材発注により、近々、通常の学校給食に戻る予定です。 このたびは大変ご心配をお掛けいたしました。皆様方のご厚情に心より感謝するとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。 〈回答：教育委員会総務課〉

29. 高齢者への水の配布について

<p>提言の内容</p>	<p>わたしは周防大島町に祖父母がいた時、時々帰省していた者です。大島大橋の損傷による断水に関しご意見させていただきます。断水が長引いている事に心を痛めています。新聞報道などで、高齢者の圧迫骨折が相次いでいる事を知りました。断水の復旧が12/8と報道されています。まだ2週間あるので、これ以上被害が出ないように、高齢者の家には水の個別配送をするべきではないですか。費用の問題もあると思いますが、ボランティアの募集等も必要ではないかと思い、合わせて提案します。</p>
<p>回答</p>	<p>ご連絡が遅くなり、大変申し訳ありません。 この度の大島大橋損傷事故に伴い大島大橋の通行規制や断水が長期に及び、住民の皆様には大変ご不便、ご苦勞をおかけしました。 給水活動につきましては、給水所まで水を取りに行くことができない方へは、自治会や民生委員、消防団などの地元の方々を中心に、ご自宅への配達にご協力いただき、また、ボランティアの募集につきましては、周防大島町社会福祉協議会により行い、ボランティアの方々には給水所を中心に活動していただきました。 おかげおもちまして、11月28日には大島大橋の一般車両通行規制が解除、12月1日には町内全地区の給水再開と、予定より1週間程度早期に解消され、現在は、ほぼ事故前の生活を取り戻しつつあるところでございます。 今後とも、ご提言、ご意見を参考にさせていただき、きめ細かい災害対応に心がけるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。 <回答:総務課></p>

30. 逗子ヶ浜の駐車場について

<p>提言の内容</p>	<p>周防大島町内の住民への対応についておたづねします。現在様々な施設が、管理者制度で運営されておりますが、大方の施設が観光旅行等で来られる方を対象にしているように思います。運営上、利益を上げなければならないのは十分に理解しているつもりですが、住民への配慮がされているのでしょうか。各種施設の入場料や駐車料金など町民が優遇されないのもどうかと思います。施設を利用してこそ施設の目的であろうと思います。また、いままで、無料で使用していた施設が、知らない間に有料になるなど。これは、厨子が浜の駐車場です。今までは、7、8月の海水浴シーズンだけ料金の徴収があったと思いますが、11月でも料金の徴収に来たのに驚いています。この浜の海のきれいさを見るのに町民が支払うのはいかがなものでしょうか。他の、町の施設は、駐車料が無料なのにここだけいつまで有料でいるのでしょうか。ケビンや、キャンプ利用者と区別していただけないでしょうか。夏場の海水浴シーズンは仕方ないとしても、町民が気軽に利用したり、海と親しんだりできないのは非常に残念です。</p>
<p>回答</p>	<p>この度は、町政への提言、誠にありがとうございます。 ご指摘いただきました、逗子ヶ浜の駐車場については、青少年旅行村施設に該当するものと思われます。 この青少年旅行村は、町の施設で、ご指摘のとおり指定管理者制度で運営されております。青少年旅行村を含め、町が設置した各施設は、それぞれ設置条例を定め、それに基づいて使用料等をご負担していただいております。 施設の中には、町民を優遇した使用料等を条例で定めている施設もありますが、ご指摘の施設については、町民を優遇した使用料の設定はされていないことから、すべての使用者から同じ使用料を旧東和町の時から負担していただいております。 なお、この度ご指摘いただきました内容から、今後、この施設の町民への優遇措置について、検討させていただきたいと考えております。 <回答:商工観光課></p>

31. 大島大橋に係る情報提供について

提言の内容	今回の大島大橋の件について、通行規制がかかり、全面通行止めの放送があっても、破損の原因の説明の放送がなかった。放送しない理由を問い合わせると「字数が…」とのこと、またその後大橋を利用するので規制状況を確認しようと総務課に電話を入れると「知らせが無いので通行できるでしょう。」とのことであった。どちらも住民に対するサービスをどのように考えているのか知りたい。水道復旧に向けての進捗状況、橋の状況報告も全くと言っていいほど無かった。なぜオープンに住民に知らせようとしないのか考えを知らせて。
回答	この度は、貴重なご提言ご意見をいただき、ありがとうございます。 また、お問い合わせに対する総務課からの回答が要領を得ず不愉快な思いにさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。 この度の事故に対する情報につきましては、大島大橋の通行止め情報については、橋を管理する山口県柳井土木建築事務所からの通行止めの開始および通行止め解除の情報がFAXで連絡される状況であり、お問い合わせの多かった橋の風速の情報や、通行止め解除や開始の見込みといった皆様が必要とされた情報については、発表されなかったため、お伝えすることができなかったことは、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。 なお、大島大橋本体に関しては山口県からの報道発表に基づいて、水道の送水管については、柳井広域水道企業団から発表が行われ次第、防災行政無線により放送を行いました。工事に關する通行止めが主体の内容であることから、橋の状況や水道の復旧情報はこれまでに放送したとおりでありまして、細かく損傷状況や復旧見込みが示されていないため、皆様方には余計にご心配をおかけしてしまいました。 今後におきましては、本町と関係機関との連携・連絡を密にし、できるだけ早く、正確な情報を提供するよう努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 〈回答:総務課〉

32. 損害賠償について

提言の内容	水道の回復、ご苦勞様でした。私の親のふるさとで、私も何度も行っています。大島一小松の連絡船で何度も行っています。 この一連の損害は、橋を破壊した船会社に請求されるのですね。
回答	この度は、町政への提言、誠にありがとうございました。 ご提言について、次のとおり回答します。 今回の事故は、全ての住民に対し被害が及んでおり、加害企業のオルデンドルフ・キャリアーズ社は、全住民に対し、誠意ある対応を行う責務があると考えています。 住民の皆様、そして事業者の方々に対し、賠償額の上限を定める船主責任制限法とはどのような法律なのか、また、どのような損害が賠償の対象となるのかなどについて、12月25日、26日、27日の3日間で、町内4会場において、弁護士による説明会を開催いたしました。 説明会の後には、相談窓口の開設を行うこととしており、山口県や関係機関との連携を更に密にし、しっかりとサポートできるように努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 〈回答:総務課〉

33. 屋代ダムの使用について、損害賠償について

提言の内容	<p>屋代ダムの利用目的を、治水だけでなく今回の周防大島大橋の事故を教訓に、上水道が使えなくなり断水となったときでも利用できるように県町の条例変更必要であれば変更し利用できるようにする。</p> <p>また船会社が住民に対して、周防大島大橋の事故の補償を行う必要があると思うのですが、町として話し合いの状況を随時広報、ホームページで報告してほしい。例えば世帯ごとに補償金を支払う必要があると思うのですが。</p>
回答	<p>町政への提言、ありがとうございます。</p> <p>大島大橋送水管破断事故におきましては、長期間にわたりご不便をおかけいたしました。</p> <p>ご提言にありました屋代ダムの利用につきましては、県など関係機関とも協力し、有効活用できるように検討してまいりたいと思っております。</p> <p>今後とも、周防大島町水道事業にご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、この事故による被害は町民全員が被っており、直接被害を受けた山口県や柳井広域水道企業団など関係機関を含め、損害の請求について、同調して進めていく必要があると考えています。</p> <p>今後の損害請求の進め方や進捗状況につきましては、町広報や町ホームページなどでお知らせして参りたいと思います。</p> <p>〈回答：水道課・総務課〉</p>

34. 損害賠償について

提言の内容	<p>周防大島大橋事故対応の件、ニュース拝見しましたが日本の法律での対応は期待出来ないかもしれないが、刑事・民事訴訟含め早急に裁判に持ち込む事が重要。県庁がリーダーシップ取って解決してくれる気配は期待出来ないと感じる。弁護士を組む柳井県議や国会議員諸先生の応援頼む事です。船主側は「船主責任制限法」に基づいて補償との説明は保険金だけしか支払わないとの意味です。個人補償は個々に難しい問題点ありますが、補償要求を一刻も早くまとめて裁判に持ち込むことです、外国との交渉は想像以上の時間かかります。国内法で事故船舶を差し押さえ競売とすれば船主側の意向も変わるでしょう。可能な限り民事訴訟で時間を掛けない事が大事です。周防大島出身です</p>
回答	<p>この度は、町政への提言、誠にありがとうございました。</p> <p>ご提言について、次のとおり回答します。</p> <p>今回の事故は、全ての住民に対し被害が及んでおり、加害企業のオルデンドルフ・キャリアーズ社は、全住民に対し、誠意ある対応を行う責務があると考えています。住民の皆様、そして事業者の方々に対し、賠償額の上限を定める船主責任制限法とはどのような法律なのか、また、どのような損害が賠償の対象となるのかなどについて、昨年12月25日、26日、27日の3日間で、町内4会場において、弁護士による説明会を開催いたしました。</p> <p>1月10日からは、役場総務課、山口県、商工会に相談窓口を開設しており、山口県や関係機関との連携を更に密にし、しっかりとサポートできるように努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>〈回答：総務課〉</p>

35. 公衆トイレの清掃について

<p>提 言 の 内 容</p>	<p>昨年末に大島に帰省した際に、久賀駅の公衆トイレを利用させていただこうとしましたが、非常に汚くて利用しませんでした。特に大便器はドアが開けっ放しになって汚物が付着しており不衛生極まりない状態でした。折角の施設が、観光客などの利用者にかえて悪印象を与えたいと思います。このようなトイレの清掃は定期的な清掃等が必要と思いますがどのような管理がされているのでしょうか。</p>
<p>回 答</p>	<p>この度は、町政への提言、誠にありがとうございます。 また、ご不快な思いをさせてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。 周防大島町では、公衆トイレの清掃を定期的に行っております。ご指摘の久賀港公衆トイレも、週2回の清掃を行っておりますが、ご利用者のなかに公衆トイレのマナーに反する利用をされる方がおられるようです。 今後、定期清掃の回数を増やすことの検討や、マナーについて、注意喚起を促すような呼びかけ等を行い、誰もが清潔で快適に利用できるように、努力してまいります。 (回答:商工観光課)</p>
<p>提 言 者 か ら の 返 信</p>	<p>ご回答ありがとうございました。 「週2回の清掃を行っております」とのことですが、あの時の状況は1～2週間以上は放置されていたように感じました。注意を喚起する掲示板などもよいことだと思います。 (例)皆様にはいつもきれいに使用していただきありがとうございます。万一、汚れたり不都合があった際には、係(〇〇)までご連絡いただきますようお願いいたします。</p>